## 教職員免許状取得に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、学則第 23 条に基づき教育職員免許状取得に関する授業科目の履修方法及び手続き等の細部事項について定めるものとする。

(教育職員免許状の種類等)

第2条 本学において取得できる教育職員免許状(以下「免許状」という。)は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科	摘要
経済学部	経済学科	中一種	社 会	
		高一種	地理歴史	
		高一種	公 民	
	商学科	高一種	商業	
	健康スポーツ	中一種	保健体育	
	経営学科	高一種	保健体育	
経営学部	経営学科	高一種	商業	
		中一種	社 会	渋谷キャンパスのみ
		高一種	地理歴史	渋谷キャンパスのみ
		高一種	公 民	渋谷キャンパスのみ

※「中一種」は中学校教諭一種免許状、「高一種」は高等学校教諭一種免許状をいう。

(免許状の取得条件)

**第3条** 免許状を取得するためには、教育職員免許法に基づく所定の科目・単位の修得及び介護等の体験(中一種のみ)をしなければならない。

	高一種(地理歴史)		
中一種(社会)	高一種(公民)		
中一種(保健体育)	高一種 (商業)		
	高一種(保健体育)		
学士の学位を有すること			
1. 体育 2単位 (スポーツ)			
2. 日本国憲法 2 単位 (日本国憲法)			
3. 外国語コミュニケーション 2 単位 (英語IV A 、英語IV B )			
4. 情報機器の操作 4単位			
(情報リテラシーⅠ、情報リテラシーⅡ)			
28 単位以上	24 単位以上		
10 単位以上	10 単位以上		
10 24 4 0 1			
10 単位以上	8 単位以上		
7 単位以上	5 単位以上		
4 単位以上	12 単位以上		
中一種のみ必修			
	中一種(保健体育)  学士の学位を  1. 体育 2単位 (スポーツ)  2. 日本国憲法 2単位 (日本国  3. 外国語コミュニケーション 2  4. 情報機器の操作 4単位 (情報リテラシー I、情報リアラシー I、情報リアラシー I、情報リアラシー I、情報リアラシー I では以上  10 単位以上  10 単位以上  7 単位以上  4 単位以上		

2 中一種(社会、保健体育)免許状取得に必要な介護等体験の細部実施要領は別に示す。

(授業科目)

第4条 教育職員免許状を取得するための課程(以下「教職課程」という)に係る授業科目は、 別表第1~別表第3のとおりとする。

(教職課程履修の条件)

- 第5条 教育職員となる意欲と熱意を持ち、これに相応しい資質を有する者
  - 2 2・3 年次より教職課程の履修を希望する場合は、教職課程主任教授が行う面接に合格と なった者
  - 3 各学年で履修した単位数の8割以上を修得した者
  - 4 原則として教員採用試験を受験する者

(教職課程履修手続)

第6条 教職課程の履修を希望する者は、「教職課程履修願」(別紙様式1)を指定する期日までに教 務課に提出するものとする。

(教育実習参加の要件等及び介護等体験参加)

- 第7条 教育実習参加の要件は、次のとおりとする。
  - (1) 教員となるに相応しい学識・人格を備えていること。
  - (2) 原則として教員採用試験を受験すること。
  - (3) 教育実習 II (4年次配当科目:全免許必修)に参加する者は、「教職論」、「教育原理」、「特別活動及び総合的な学習時間の指導法」、「教育の方法及び技術(ICTの活用含む)論」及び「教科教育法」の単位を修得し、3年次までの卒業に必要な単位を100単位以上修得していること。
  - (4) 教育実習 I (3 年次配当科目:中一種社会、保健体育必修)に参加する者は、「教職論」、「教育原理」、「社会科・地理歴史科教育法A・B」、「保健体育科教育法 I A・B」及び「道徳教育の指導法」の単位を修得していること。
  - 2 教育実習に参加する者は、実習前年度の指定する期日までに「教育実習参加願」(別紙様式 2) を教務課に提出するものとする。
  - 3 介護等体験に参加する者は、体験前年度の指定する期日までに「介護等体験申込書」(別紙 様式3)を教務課に提出するものとする。
  - 4 前項の「教育実習参加願」又は「介護等体験申込書」を提出した者は、病気入院等、特別な 事由のない限り「当該参加願」又は「当該申込書」を取り消すことはできない。

(他学科履修の制限)

第8条 教職課程の学生が「教科及び教科の指導法に関する科目」を履修するにあたっては、所属する学科に開講する科目を履修するものとする。

(納付金等)

- 第9条 教職課程を履修する者は、学則に定める教職課程費を指定する期日までに納付しなければならない。
  - 2 教育実習における実習校に対する実習費は個人負担とする。
  - 3 納付金は、原則として返還しない。
  - 4 指定期間内に納付金を納めない者は、教職課程の履修を辞退したものとみなす。

(免許教科の変更届)

第10条 教職課程履修願の提出後に履修する免許教科の変更を行う者は、「免許教科の変更届」(別紙 様式4)を速やかに教務課に提出するものとする。

(教職課程履修の辞退届)

- 第11条 教職課程の履修を辞退する者は、「教職課程履修辞退届」(別紙様式5)を速やかに教務課に 提出しなければならない。
  - 2 教職課程の履修において著しく熱意に欠けると認められる学生については、教職課程 委員会での審議の上、辞退届を提出させることがある。

(免許状授与願の提出等)

- 第 12 条 教育職員免許状取得に必要な科目の単位を修得(見込みを含む。)した者が本学で行う免許 状一括申請を希望する場合、「免許状授与願」を指定する期日までに教務課に提出し、一括申 請証紙代を預託するものとする。
  - 2 前項の申請に基づき交付された教育職員免許状は、教務課から受領するものとする。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。